様式第７号（第６の１関係）

農業近代化資金借用証書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  収 入 印 紙 |  |  貸付 決定 |  番 号 |  第 号 |
|  年月日 |  　　 年 月 日 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
|  借入者の住所 |  |
|  借入者の氏名又は名称 |  |
|  借入金額 |  千円 |
|  借入金の使途 |  |
| 利　　　　　　　率 | ただし、将来金融情勢に応じ変更指示を受けたときは、これによるものとする。年 　　パーセント　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  最終償還期限 |  　　 年 月 日 |
| 元金の償還及び利息の支払方法並びに時期 | 元金の償還方法　　　　　　　　年　月　日￥　　利息の支払方法　 　　　年　月　日￥　　　　　年　月　日￥　　　毎年　月　日　 　　　年　月　日￥　　　　　年　月　日￥　　　　　　月　日 |
|  元利金支払場所 |  |
|  物的担保 |  |
|  その他 |  特約条項のとおり |
|  本日、上記金額の農業近代化資金を上記の条件をもって借用し、まさに受領しました。 ついては、借入条件を堅く守り、元金の償還及び利息の支払は期日に必ず実行することを 確約します。 　　 年 月 日 融資機関名称 代表者氏名 様　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　　 所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　借入者名称　　 又は｝　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代　表　者　　　 氏名　　　　　　　　　　　印 |
|  連 帯 保証人 | 住　所氏　名 |  印 | 連 帯保証人 | 住　所氏　名 |  印 |
| 同 上 |  住　所 氏　名 | 　　　　　　　　　印 | 同 上 | 住　所氏　名 | 　　　　　　　　　印 |

 注 連帯債務の場合は連帯保証人欄中「連帯保証人」の文字を「連帯債務者」に適宜訂正する。 農業近代化資金借用証書特約条項

第１条 借用人〇〇〇〇（以下｢乙｣という。）は、下記各号の１に該当した場合には（融資機関名）（以下｢甲｣という。）の請求により、期限の利益を失い直ちにこの債務およびこの債務から生ずる一切の債務の全部または一部を弁済するものとする。

１ 乙がこの借入金を目的以外の使途に使用しまたは借入後長期にわたり使用しないとき。

２ 乙がこの証書に基づく債務もしくは義務の履行を怠るかまたはこの債務を履行することが 困難となり、もしくはその虞のあるとき。

３ 乙がこの資金借入につきまたは借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、 甲に対し虚偽の申出、または報告をなし、または必要な事実の申出もしくは報告を怠ったと き。

４ 乙および保証人に対して仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申請、再生手続、和議等の　申し立があったとき。

５ 乙および保証人が租税公課を滞納して督促状に指定された期日までに完納しなかったとき、 または保全差押を受けたとき。

６ この借入金により改良、造成又は取得された施設（土地を含む。）を他に譲渡若しくは目 的以外の目的に使用されたとき又は公用収用されたとき。

第２条 乙はこの借入金により行う事業の全部または一部につき国又は地方公共団体の補助金等（鳥取県農業近代化資金事務取扱要領第１１の２に規定する補助金を除く。）の交付を受けたときは、償還期限に関わらずこれを遅滞なくこの債務の弁済に充当する。

第３条 乙は、甲の承認を受けた場合を除き、この借入金債務の元利金の支払を遅滞した場合にはその金額につき、その期日の翌日より払込みの日までの日数に応じ、年〇．〇パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を甲に支払うものとする。

２ 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

第４条 乙は、連帯保証人と連帯してこの資金を借入れ、この証書による一切の債務について各自連帯してこれを負担する。

第５条 乙がこの約定に基づく債務を履行しなかった場合は乙および保証人が第１条各号の一つにでも該当した場合においては、乙および保証人はいつでも乙および保証人の甲に対する諸預け金、その他の債務と乙の甲に対するこの約定に基づく債務とをその期限の如何にかかわらず相殺し、または乙および保証人の預金につき甲所定の払戻し手続を省略し、期限の如何にかかわらず債務の弁済に充当されても異議がない。

 乙は甲において相殺その他差引計算された場合の利息の割合、計算の期間および方法はすべて甲の定めによることを承諾する。

第６条 乙は、甲から要求があるときは、いつでもこの約定に基づく債務の全額を限度として甲を代理受領人と定め、乙の受取るべき農産物販売代金（政府に対する販売の委託によるものの政府買入代金を含む。）および農業共済金の受領に関する一切の権限を委任するものとする。

２ 乙は甲が代理人受領した農産物販売代金および農業共済金のうちより、甲の請求に従い、償還金（利息及び遅延損害金を含む。）に充当することを承諾する。

第７条 乙および保証人は乙が万一鳥取県農業近代化資金利子補給規則および関係通達に違反したこと等の理由により、甲が利子補給をうけられなくなったときは、その利子補給を受けられなくなった日からこの借入金の金利を年〇．〇パーセントとすることを承諾する。

第８条 乙は、下記各号の１に該当する場合は、その都度遅滞なく甲に報告するものとする。

１ 乙または保証人の住所名称または代表者に変更のあったとき。

２ 乙または保証人の資産に著しい変動があったとき。

３ この借入金により改良、造成又は取得された施設（土地を含む。）を他に譲渡若しくは目 的以外の目的に使用しようとするとき又は公用収用されることになったとき。

４ 前各号に掲げるもののほか甲から請求を受けたとき。

第９条 保証人〇〇〇〇は乙がこの約定に基づき甲に対して負担する一切の債務についてこの約定を承認のうえ、乙と連帯して債務履行の責めを負い、甲の都合により担保、もしくは他の保証を変更、解除、もしくは免除されても異議なく、主債務の金額につき引き続き連帯保証の責めに任じ、また保証債務を履行したときも、その主たる債務につき差し入れられている担保に関し、甲は、乙に対して有するすべての債務の金額について優先権を行使することができるものとする。この場合において代位によって取得した担保権の実行については、あらかじめ甲の承認を得るものとし、また必要があるときは、甲の請求により代位によって取得した担保権はその順位を無償で甲に譲渡するものとする。

(注) １ 連帯借用の場合は、第１条の借用人の記載方法は「借用人〇〇〇〇〇および〇〇〇 〇〇」とすること。

 ２ 組合借用の場合は、第４条を削除すること。

　　　３　第１条は、融資機関の融資規定により必要な条項に適宜修正して差し支えない。